
小郡市 災害発生時の 職員初動マニュアル

平成29年5月改訂
小 郡 市

■ 目 次 ■

第1章 総則

1. 本マニュアルの目的と位置付け	1
2. 職員初動マニュアルの範囲	1
3. 職員の責務と心構え	2
(1) 人命の優先	2
(2) 判断力の養成	2
(3) 連絡体制の明確化	2
(4) 情報の収集と連絡	2
(5) 被災者への適切な対応	2
4. 優先すべき行動	3
(1) 二次災害の防止	3
(2) 被害調査及び応急復旧	3
(3) 災害対策本部設置の準備	3

第2章 地震時の配備体制

1. 配備基準	4
2. 配備体制（フロー図）	5
3. 災害警戒本部の体制	5
(1) 第一配備	5
(2) 第二配備	6
4. 災害対策本部の体制	6
(1) 第三配備	6
(2) 第四配備	7
(3) 緊急初動体制	8

第3章 風水害時の配備体制

1. 配備基準	9
2. 配備体制（フロー図）	10
3. 配備体制	11
(1) 水防対策準備室の体制	11
(2) 水防警戒本部の体制	11
(3) 水防本部の体制	12

第4章 職員の連絡体制

1. 動員の連絡	13
(1) 勤務時間内	13
(2) 勤務時間外	13
2. 動員時の留意点	13
(1) 勤務時間内	13
(2) 勤務時間外	13

第5章 職員の自主参集

1. 参集方法	16
(1) 自主参集	16
(2) 参集時の注意事項	16
2. 参集途上における行動	16
3. 参集者と被災状況の集約	17
(1) 勤務時間内	17
(2) 勤務時間外	17
4. 参集できない場合の行動指針	17

第6章 緊急初動体制

1. 緊急初動時の災害対策（フロー図）	18
2. 緊急初動体制での対応	19
(1) 参集場所	19
(2) 指揮命令権者	19
(3) 活動要領	19
(4) 本部の運営	20

様式1 参集途上情報報告書	21
---------------	----

様式2 参集・被災状況報告書	22
----------------	----

資料1 災害時の配備要員	24
--------------	----

資料2 災害対策本部の所掌事務	25
-----------------	----

資料3 水防対策準備室の所掌事務	26
------------------	----

資料4 水防警戒本部の所掌事務	27
-----------------	----

資料5 水防本部事務分掌	27
--------------	----

資料6 災害発生時の職員行動フロー	29
-------------------	----

勤務時間内	29
-------	----

勤務時間外	30
-------	----

第1章 総則

1. 本マニュアルの目的と位置づけ

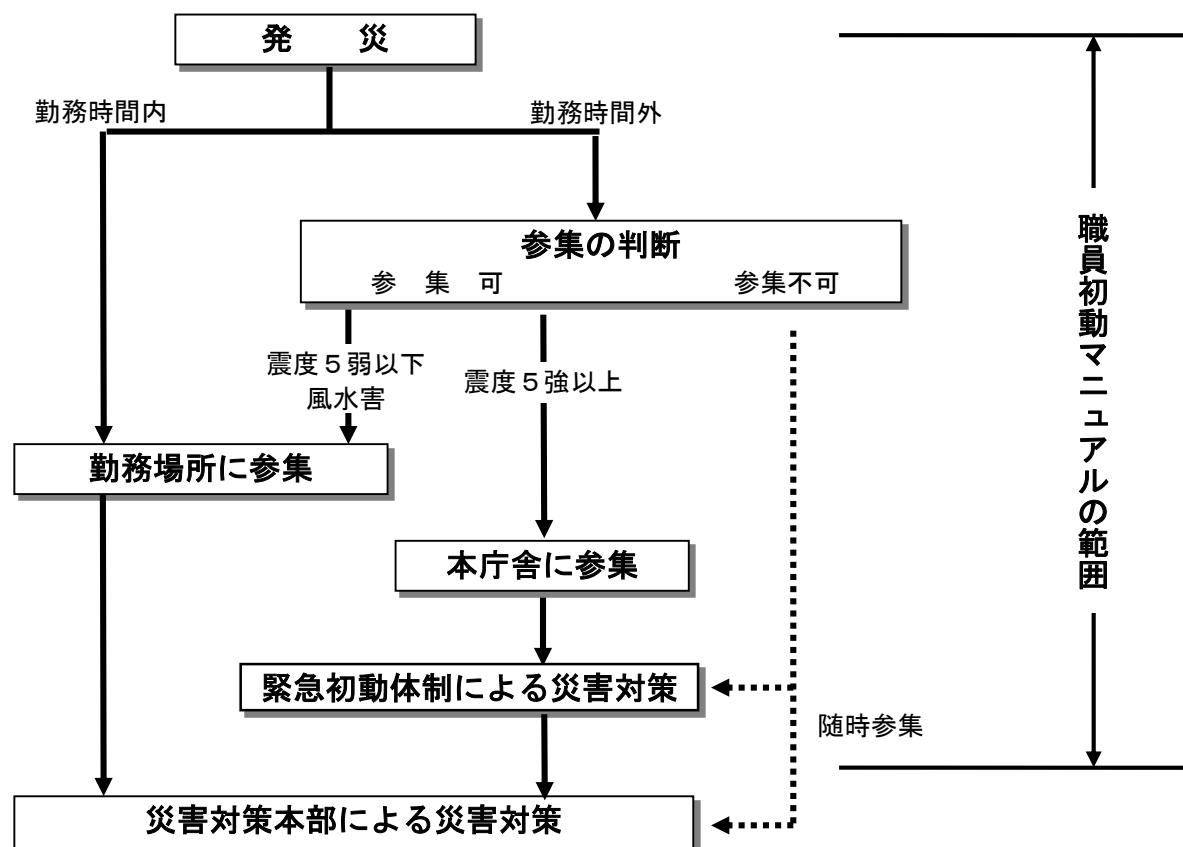
災害時において、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するうえでは、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集、情報の収集や初動期における対応が非常に重要となる。

本マニュアルは、災害発生時から災害対策本部の災害対策業務開始までの初動期を中心に各班が実施すべき業務を整理し災害時に職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策を実施できるよう、災害時の配備体制や職員の参集のあり方を具体的に示すことを目的として作成する。

本マニュアルは、災害対策基本法の規定に基づく小郡市地域防災計画の災害応急対策計画のうち、組織計画および動員計画について、より具体化を図ったものとして位置付ける。なお、実際に災害時に活用されることを目的とするこのマニュアルの性格を踏まえ、今後の災害の経験や訓練での成果等をもとに、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直すものとする。

2. 職員初動マニュアルの範囲

本マニュアルは、災害発生時から初期の災害対策業務までの職員の行動について示したものである。



3. 職員の責務と心構え

市は、市民と密接な行政を行う基礎的な地方公共団体として、公共の秩序を維持し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するという重要な責務を負っている。職員は、住民の安全を確保するため、本マニュアルの習熟に努めるとともに、次の項目について日頃から心がける。

(1) 人命の優先

市民の生命を災害から守るという重要な責務が課せられている自覚を持ち、人命救助を優先し災害活動に従事すること。

(2) 判断力の養成

災害時は各対策班長等の不在等により、自らが緊急に判断しなくてはならない状況が発生するため、日頃から災害対策に関する知識の習熟に努めること。

(3) 連絡体制の明確化

災害時は連絡手段が途絶する場合があるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各対策班における連絡先、連絡手段を明確にしておくこと。

(4) 情報の収集と連絡

災害後の実施すべき対応は、時間の経過、応急対策の実施状況等により変化するため、常に新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した災害情報、被害状況等の報告を行うこと。

(5) 被災者への適切な対応

被災者の災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を最大限考慮し、軽率な言動は慎むとともに、温かい配慮で誠心誠意接すること。

○ 関係各課及び市職員の心構え

(1) 「小郡市地域防災計画」「小郡市水防計画書」「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」「避難所設置・運営マニュアル」等に必ず目を通し、各自の業務内容や役割等について事前に確認を行っておくこと。また、災害発生時に各班の業務や各自の役割が分からないといったことがないように事前にシミュレーションを行っておくこと。

(2) 災害対策本部等が設置された場合、いつ、どのような状況でも直ちに参集できるよう、連絡体制、参集方法等について事前に確認を行っておくこと。また、休日及び時間外の自主参集についても対応ができるよう、連絡体制を確保しておくこと。

(3) 平常時から積極的に気象情報、河川の水位情報等の災害情報の収集に努めること。また、防災メール「まもるくん」の登録を行っておくこと。

(4) 災害対策本部等に参集した職員は、現地活動員としていつ、どのような状況でも災害対策が速やかに行えるよう、作業着、レインコート、長靴、軍手等の装備や現地対策のために必要な資機材について事前に確保するよう努めること。

(5) 災害対応については、すべての職員が災害担当者であるという自覚と責任のもと、平時から災害への備えを行っておくこと。

4. 優先すべき活動

災害発生直後、特に勤務時間外は一定の職員参集が見込めない状況にあり、指揮すべき職員が不在の場合は上席の者が指揮を執るが、上席の者も常に参集しているとも限らない。

参集した職員は、災害対策本部の災害対策業務開始までの間において、人命に関わる活動を優先しながら、公共施設のライフラインの確保に努め、関係機関や団体等から被害状況の情報収集を行いながら災害対策本部の設置の準備にあたることとする。

(1) 二次災害の防止措置

- ① 来庁者、児童、生徒等の安全確認・安全確保する。
- ② 負傷者がいた場合は、身元を確認し応急処置又は病院へ搬送する。
- ③ 所管施設の火気、ガラスの破損状況、柱、壁の亀裂などを確認するとともに、散乱物を整理する。

(2) 被害調査及び応急復旧

- ① 所管施設の電気、電話、上下水道、冷暖房、ガス等の機能を確認し、機能不能の場合は代替手段の確保に努める。
- ② 関係機関、団体から被害状況を収集する。

(3) 災害対策本部設置の準備

- ① 所管内の参集者を集約する。
- ② 災害活動に必要と考えられる防災資機材、車両や燃料等の確保
- ③ 防災関係機関との連絡調整

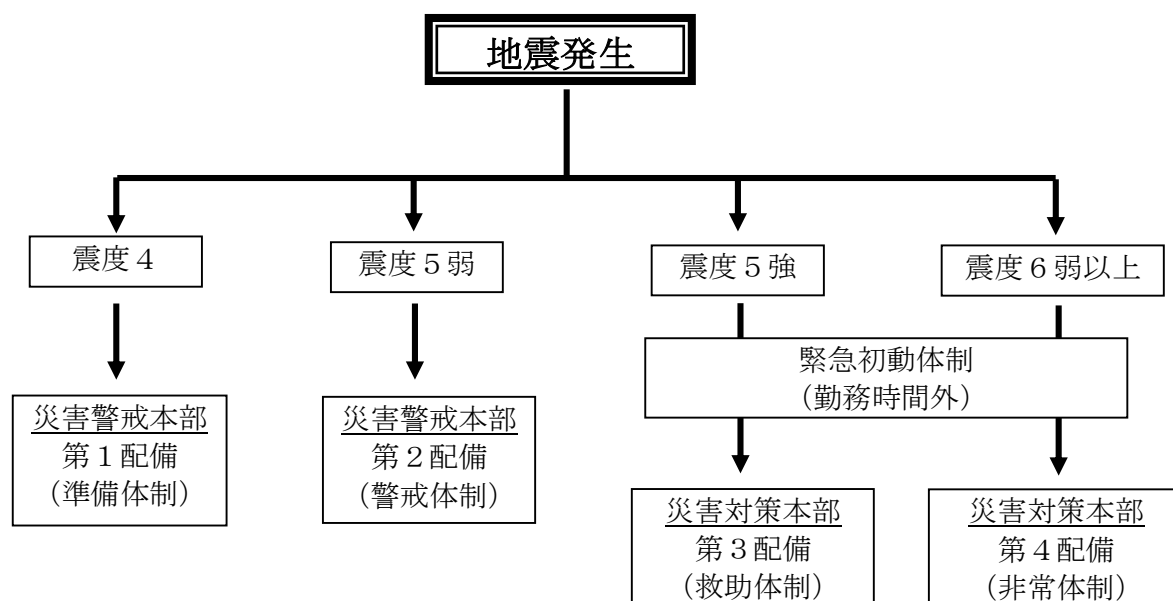
第2章 地震時の配備体制

1. 配備基準

地震発生時における配備体制と配備基準については以下のとおりとする。

配備基準	配備体制の区分	参集職員	参集場所
市内に震度4の地震が発生した場合	災害警戒本部 第1配備 (準備体制)	警戒本部会議	市役所本館2階 協働推進課
		各対策班	各所属課
市内に震度5弱の地震が発生した場合	災害警戒本部 第2配備 (警戒体制)	警戒本部会議	市役所本館2階 協働推進課
		各対策班	各所属課
市内に震度5強の地震が発生した場合	災害対策本部 第3配備 (救助体制)	対策本部会議	市役所本館3階 大会議室
		各対策班	(勤務時間内) 各所属課
			(勤務時間外) 市役所本館2階 協働推進課
市内に震度6弱以上の地震が発生した場合	災害対策本部 第4配備 (非常体制)	対策本部会議	市役所本館3階 大会議室
		各対策班	(勤務時間内) 各所属課
			(勤務時間外) 市役所本館2階 協働推進課

2. 配備体制（フロー図）



3. 災害警戒本部の体制

(1) 第一配備（準備体制）

震度 4 の地震が発生したときに設置する。ただし、震度 3 以下であっても、宿直員や久留米広域消防本部から災害被害等の連絡があり、本部長が必要と認めるときは、災害警戒本部（第 1 配備）を配備する。

【災害警戒本部会議】

本部長	総務部長
本部事務局	協働推進課長
各対策班	総務課長、生活環境課長、農業振興課長、建設管理課長、 下水道課長、福祉課長、教務課長、副団長

【配備要員】 P 2 4 の災害時の配備要員参照

班 名	班 長	課 名
本部対策班	総務部長（本部長）	協働推進課（本部事務局）、総務課
環境経済班		生活環境課、農業振興課
都市建設班		建設管理課、下水道課
保健福祉班		福祉課
文教対策班		教務課
消防団班	副団長	第 1 ～ 7 分団

(2) 第二配備（警戒体制）

震度 5 弱の地震が発生したときに設置する。

【災害警戒本部会議】

本部長	総務部長
各対策班長	環境経済部長、都市建設部長、保健福祉部長 教育部長、副団長
本部事務局	協働推進課長
各対策班	総務課長、生活環境課長、農業振興課長、建設管理課長、 下水道課長、福祉課長、介護保険課長、教務課長、生涯学習課長

【配備要員】 P 2 4 の災害時の配備要員参照

班 名	班 長	課 名
本部対策班	総務部長（本部長）	協働推進課（本部事務局）、総務課
環境経済班	環境経済部長	生活環境課、農業振興課
都市建設班	都市建設部長	建設管理課、下水道課
保健福祉班	保健福祉部長	福祉課、介護保険課
文教対策班	教育部長	教務課、生涯学習課
消防団班	副団長	第 1 ～ 7 分団

4. 災害対策本部の体制

(1) 第三配備（救助体制）

震度 5 強の地震が発生したときに設置する。

【災害対策本部会議】

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、消防団長
各対策班長	総務部長、環境経済部長、都市建設部長、保健福祉部長 教育部長、副団長、三井消防署長
本部事務局	協働推進課長
各対策班	総務課長、人事秘書課長、企画課長、財政課長、生活環境課長、農業 振興課長、税務課長、商工・企業立地課長、建設管理課長、下水道課 長、都市計画課長、福祉課長、介護保険課長、健康課長、子育て支援 課長、教務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、学校給食課長

【配備要員】 P 2 4 の災害時の配備要員参照

班 名	班 長	課 名
本部対策班	総務部長	協働推進課(本部事務局)、総務課 人事秘書課、企画課、財政課、 議会事務局、監査委員事務局、会計課
環境経済班	環境経済部長	生活環境課、農業振興課、税務課、 収納課、商工・企業立地課、 農業委員会事務局
都市建設班	都市建設部長	建設管理課、下水道課、都市計画課、 道路建設課、まちづくり推進課
保健福祉班	保健福祉長	福祉課、介護保険課、市民課、健康課、 人権・同和対策課、国保年金課、 子育て支援課
文教対策班	教育部長	教務課、生涯学習課、人権・同和教育課、 文化財課、スポーツ振興課、学校給食課、 図書館
消防団班	副団長	全員
三井消防署	三井消防署長	警防課、消防課
三井水道企業団（別途災害対策実施計画に基づく）		

(2) 第四配備（非常体制）

震度6弱以上の地震が発生したときに設置する。

【災害対策本部会議】

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、消防団長
各対策班長	総務部長、環境経済部長、都市建設部長、保健福祉部長 教育部長、副団長、三井消防署長
本部事務局	協働推進課長
各対策班	総務課長、人事秘書課長、企画課長、財政課長、会計課長、議会事務局長、監査委員事務局長、生活環境課長、農業振興課長、税務課長、商工・企業立地課長、収納課長、農業委員会事務局長、建設管理課長、下水道課長、都市計画課長、道路建設課長、まちづくり推進課長、福祉課長、介護保険課長、健康課長、子育て支援課長、市民課長、国保年金課長、人権・同和対策課長、教務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、学校給食課長、文化財課長、図書館長、人権・同和教育課長

【配備要員】 P 2 4 の災害時の配備要員参照

班 名	班 長	課 名
本部対策班	総務部長	協働推進課(本部事務局)、総務課 人事秘書課、企画課、財政課 会計課、議会事務局、監査委員事務局
環境経済班	環境経済部長	生活環境課、農業振興課、税務課、 商工・企業立地課、収納課、 農業委員会事務局
都市建設班	都市建設部長	建設管理課、下水道課、都市計画課、 道路建設課、まちづくり推進課
保健福祉班	保健福祉長	福祉課、介護保険課、健康課、 子育て支援課、市民課、国保年金課 人権・同和対策課
文教対策班	教育部長	教務課、生涯学習課、スポーツ振興課、 学校給食課、文化財課、図書館 人権・同和教育課
消防団班	副団長	全員
三井消防署	三井消防署長	警防課、消防課
三井水道企業団（別途災害対策実施計画に基づく）		

（３）緊急初動体制

緊急初動体制とは、勤務時間外に震度５強以上の地震が発生したとき、災害対策本部が設置されるまでの間に初期の応急対策活動を補完し、迅速な機能の確立を図るための配備体制として設置する。

緊急初動体制での業務の進捗及び職員の参集状況、又は被害の状況に応じ、市長の判断により災害対策本部体制による活動に順次移行する。

なお、緊急初動体制は原則として２４時間後には災害対策本部に移行させる。

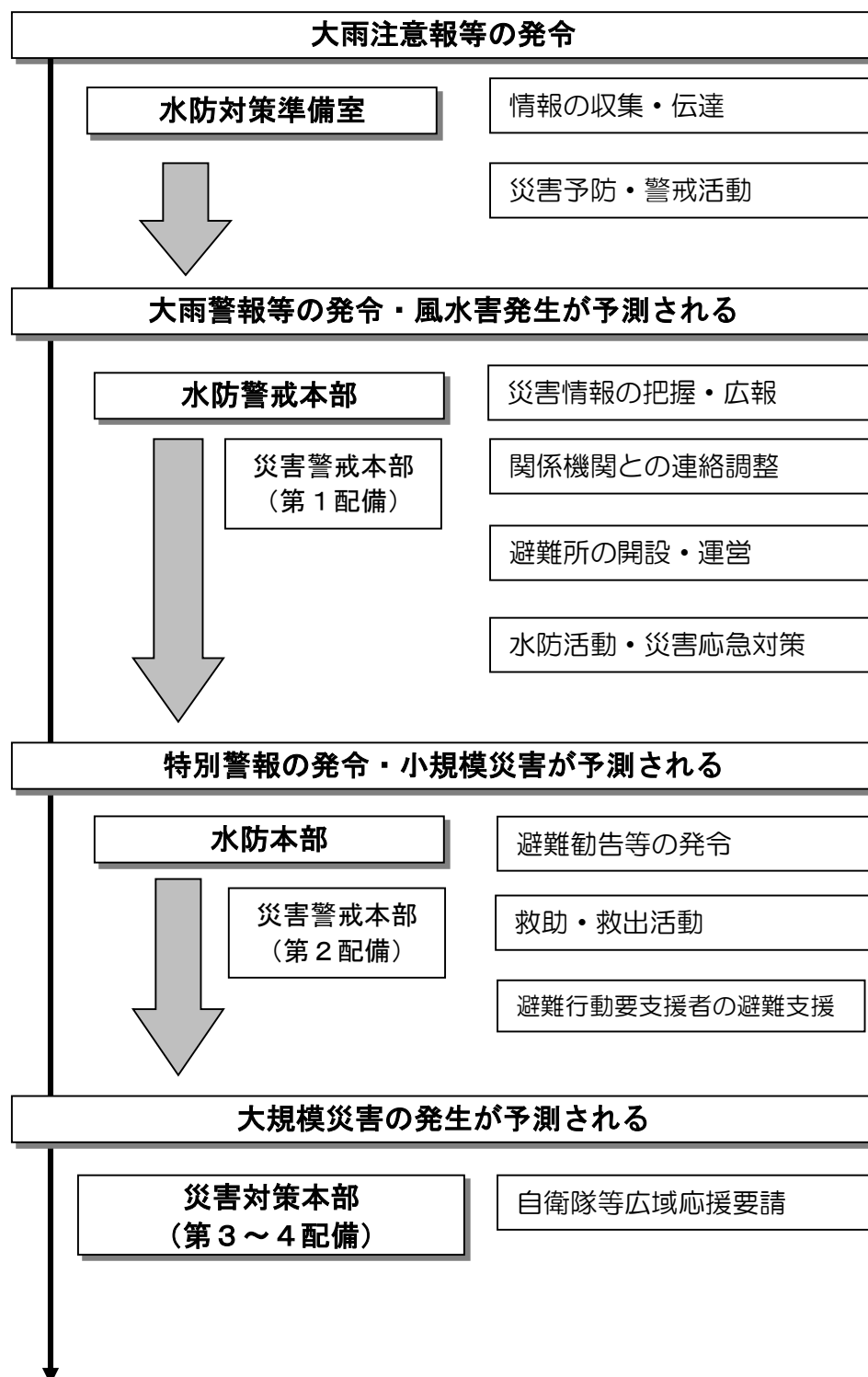
第3章 風水害時の配備体制

1. 配備基準

風水害発生時における配備体制と配備基準については、小郡市水防計画によるものとし、以下のとおりとする。

配備基準	配備体制	参集職員	参集場所
(1) 降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が強風域に入る可能性があるときで、協働推進課長が特に必要と認めるとき。 (2) 宝満川(端間)又は宝満川(下見橋)の水位が、水防団待機水位に達するおそれがあるとき。	水防対策準備室	協働推進課 防災安全係	市役所本館 2 階 協働推進課
(1) 降雨時、梅雨期等に小郡市において大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、若しくは台風接近時に小郡市が暴風域に入る可能性があるときで、総務部長が特に必要と認めるとき。 (2) 宝満川(端間)又は宝満川(下見橋)の水位が、水防団待機水位を突破し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。	水防警戒本部	警戒本部会議	市役所本館 2 階 水防警戒本部
	災害警戒本部 (第 1 配備)	現地活動員	各所属課
(1) 降雨時、台風接近時等に小郡市において特別警報が発表されたとき、若しくはさらに甚大な被害が発生するおそれがあるときで、市長が特に必要と認めるとき。 (2) 宝満川(端間)又は宝満川(下見橋)の水位が、氾濫注意水位を突破し、避難判断水位に達するおそれがあるとき。	水防本部	水防本部会議	市役所本館 2 階 水防本部
	災害警戒本部 (第 2 配備)	各対策班	各所属課

2. 配備体制（フロー図）



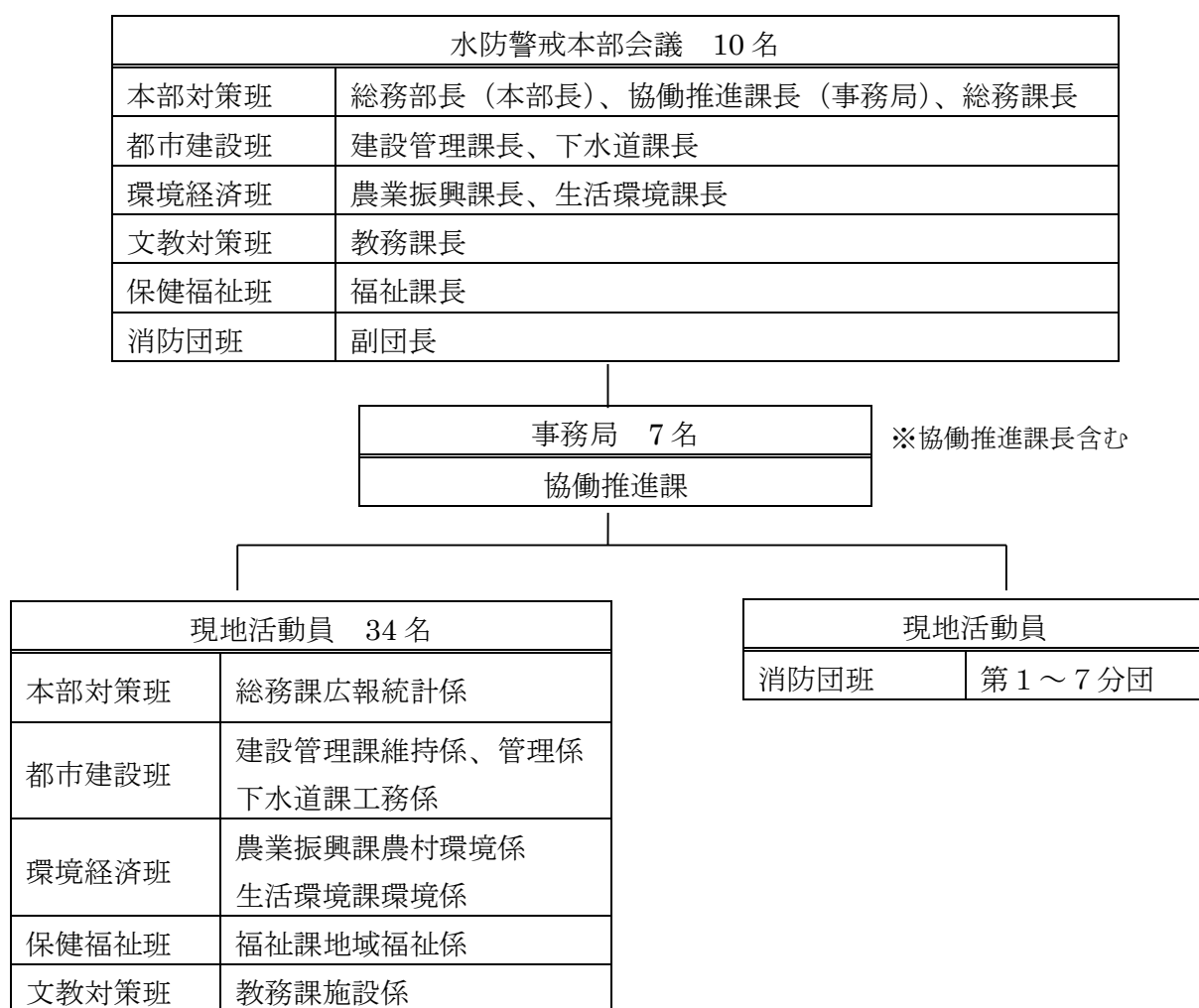
3. 配備体制

(1) 水防対策準備室の体制

名称	責任者	部 課 係 名
水防対策準備室	協働推進課長	協働推進課防災安全係

(2) 水防警戒本部の体制

災害警戒本部（第1配備）の体制をもって水防計画に定める水防警戒本部とする。水防警戒本部は、総務部長を本部長とし、警戒本部会議、事務局及び現地活動員を配置する。（P 24の災害時の配備要員参照）



(3) 水防本部の体制

災害警戒本部（第2配備）の体制をもって水防計画に定める水防本部とする。この場合において、水防本部会議を置き、水防本部の本部長は市長、副本部長は副市長、教育長、消防団長とし、本部事務局は協働推進課とする。（P 24 の災害時の配備要員参照）



第4章 職員の連絡体制

1. 動員の連絡

いずれの配備体制時も「自主参集」を原則とする。ただし、同時に次の動員の連絡を行う。

(1) 勤務時間内

庁内放送また電話等により、また本庁舎以外は電話等で連絡する。

(2) 勤務時間外

通信回線に支障が生じていない場合は、電話により迅速かつ的確に連絡する。なお、問い合わせ等によって通信回線が混み合い、電話では通話できない状態になる恐れがあるがその場合は、気象予警報及び災害情報をテレビ、ラジオ等により積極的に収集に努め自己判断により参集する。

2. 動員時の留意点

地震を覚知した場合、また配備指令を受けた場合は、特に次の点に留意する。

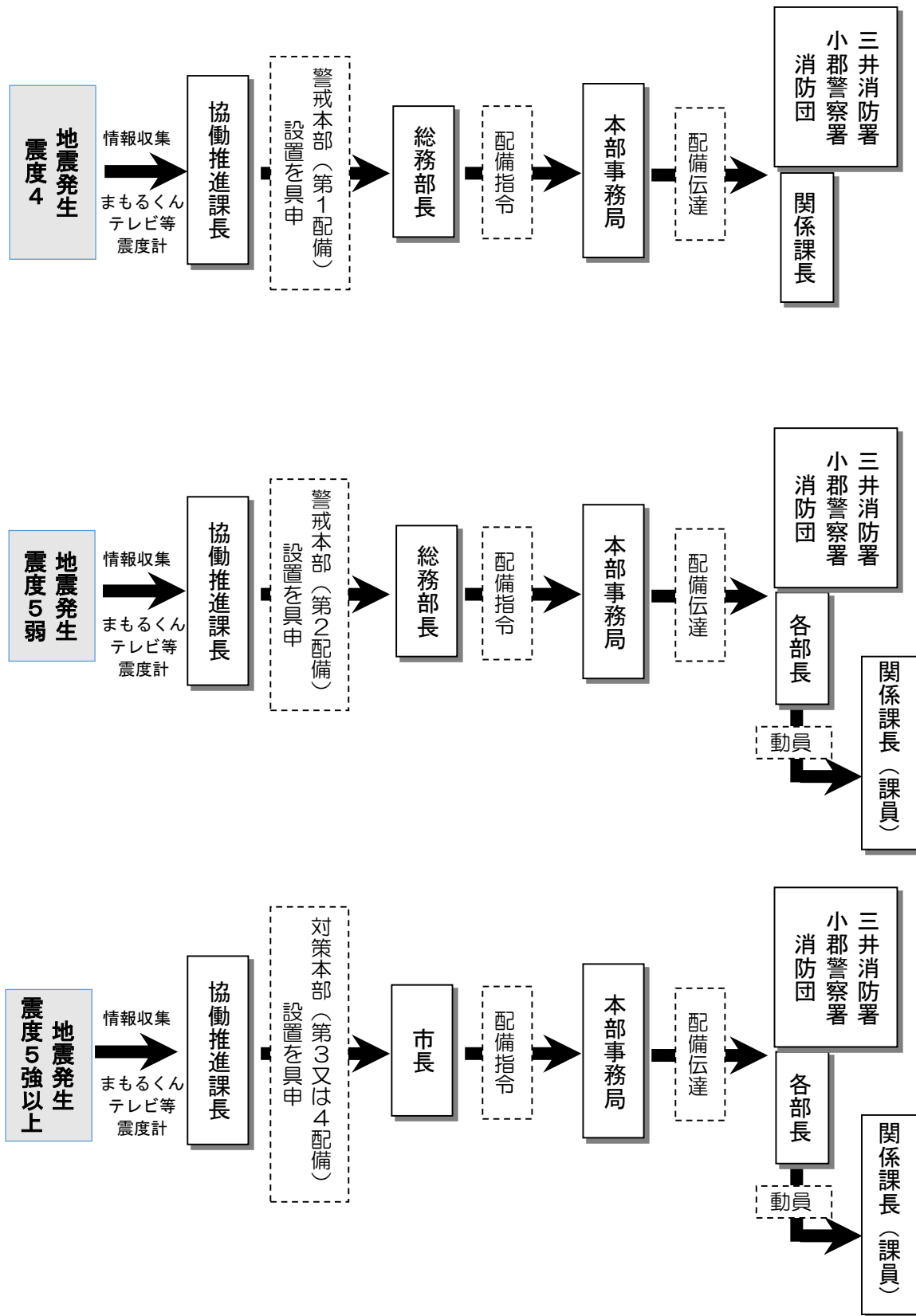
(1) 勤務時間内

- ① 不急の行事、会議等は中止する。
- ② 勤務場所を離れる時には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ③ 体制中は、勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機。
- ④ 市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

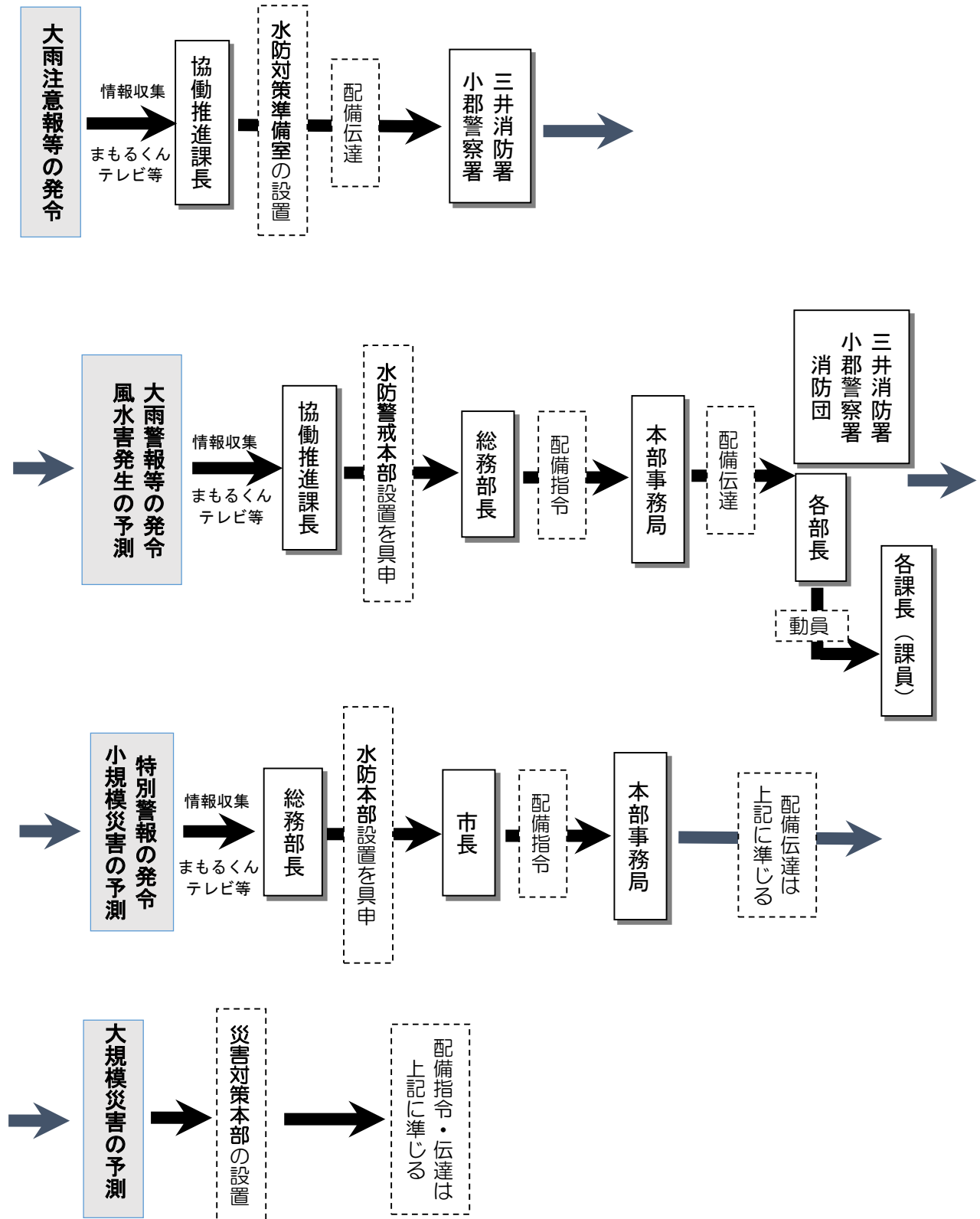
(2) 勤務時間外

- ① 大きな地震の揺れを感じた場合には、まず自分と家族の安全を確保する。
- ② テレビ、ラジオ等により震度等の情報を収集する。
- ③ 規定震度の場合には、速やかに指定場所に参集する。なおテレビ、ラジオ等情報により入手できない場合にも、速やかに指定場所に参集する。
- ④ 参集できない場合には、所属長に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。
- ⑤ 参集途上時に、可能な限り、被害状況等の情報収集に努める。

【地震発生時動員連絡フロー図】



【風水害時動員連絡フロー図】



第5章 職員の自主参集

1. 参集方法

勤務時間内に配備体制がとられた場合は、職員は、直ちに勤務場所に参加する。ただし勤務時間外に震度5強以上の震度を観測した場合は、協働推進課に参加する。

勤務時間外に参加する場合は、家族の身の安全を確認した後、できるかぎり早い方法で配備に就く。なお、大規模な災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので、自動車の使用はなるべく控え、徒歩、自転車、バイクや電車を利用する。

(1) 自主参集

災害時に所属長より配備指令の連絡がない場合でも、気象予警報及び災害情報をテレビ、ラジオ等により積極的に収集に努め自己判断により参加する。

(2) 参集時の注意事項

- ① 作業服など動きやすい服とすること。足元は、長靴又は運動靴とすること。
- ② 身分証明書、食糧（1日分程度）、懐中電灯、着替え、タオル等を携行すること。
- ③ 参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、職員本人はできる限り迅速な参加を行うこと。
- ④ 交通機関の途絶、道路等の遮断で参加することが困難な場合は、最寄りの市の施設に参加し、所属長への連絡に努めるとともに、災害活動に従事すること。

2. 参集途上における行動

参加時には、安全に十分留意するとともに、登庁途中において、地域の被災状況の把握に努めること。

- ① 参加にあたっては、安全に十分留意するとともに、災害情報等をテレビやラジオ等の報道、気象庁等からの情報、連絡通知などから正確な情報を得て参加する。
- ② 地域の被災状況等の把握が、後の災害対策を行う上で極めて重要となることから、登庁途中において職員は出来る限り被災状況の把握に努めること。

被災状況とは、道路・鉄道等の交通施設状況、建物・施設被害の状況、職員の安否、公共施設の状況、救出・救護の状況、火災発生・消防活動状況及びライフラインの状況等、災害対策活動の参考となる情報を指す。

3. 参集者と被災状況の集約

(1) 勤務時間内

- ① 各対策班長（第1配備は課長）は、所管内の参集者と被災状況を随時集約しておくこと。
- ② 協働推進課長は、必要に応じ全体の参集者と被災状況を集約し本部長に報告する。
- ③ 各部（課）長は、家族、自宅等に被災が判明した所管内職員の帰宅、支援等を検討する。

(2) 勤務時間外

- ① 職員は**参集途上報告書（様式1）**を作成し所属長に提出すること。
- ② 各対策班長（第1配備は課長）は、所管内の参集者を把握し、**参集者・被害状況報告書（様式2）**に参集途上報告書（様式1）の写しを添付し、協働推進課長に報告する。また、連絡のない職員については連絡網等により安否の確認を行う。
- ③ 協働推進課長は、全体の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

4. 参集できない場合の行動指針

災害時すぐに参集できない職員は、連絡が可能になり次第、速やかに所属長に状況を連絡し、指示を受ける。（参集できる状況になれば、すぐに参集する。）

やむを得ず参集できない場合は、次のような状況が想定される。

- ① 職員又は家族等が被災を受け、治療又は入院の必要があるとき。
- ② 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、勤務場所に参集することが困難なとき。
- ③ 職員の住居又は職員に深く関係する人の住居が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

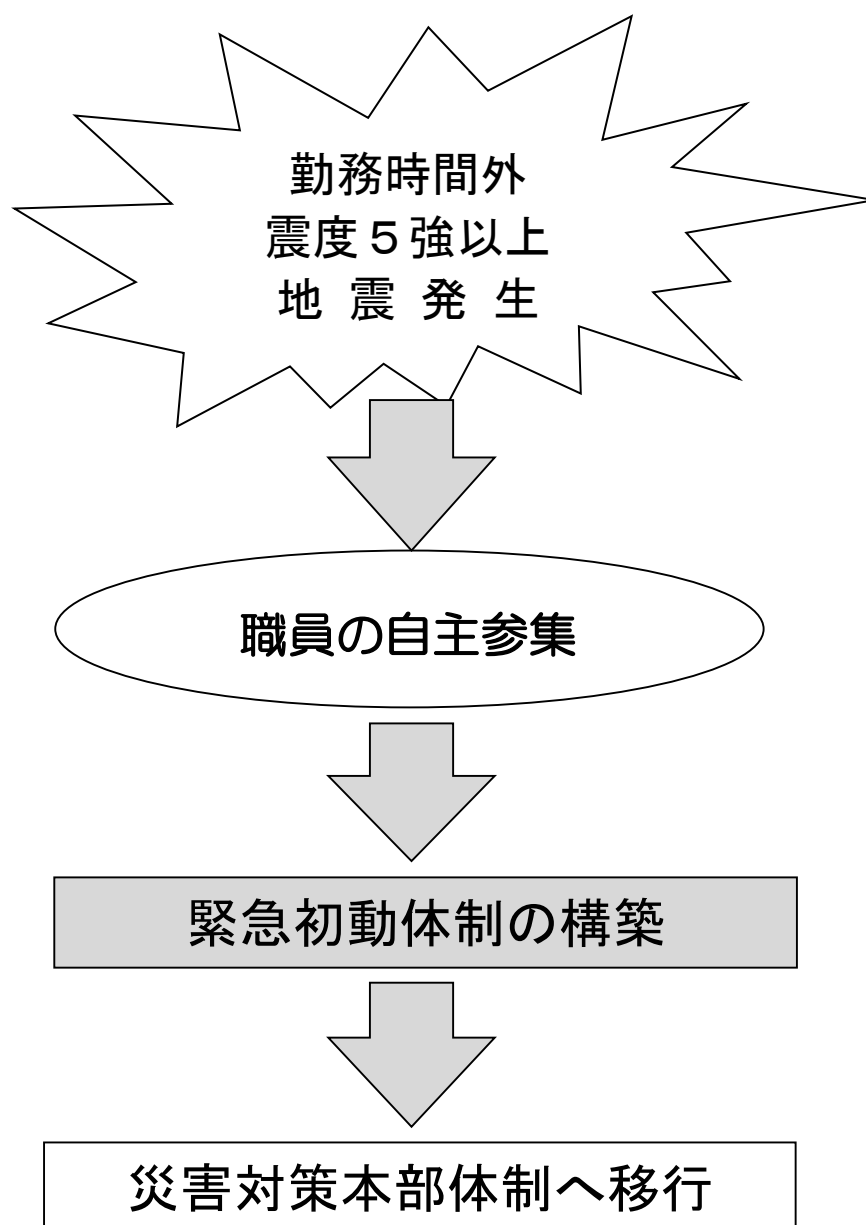
第6章 緊急初動体制

1. 緊急初動時の災害対策（フロー図）

休日など勤務時間外に震度5強以上の地震が発生し、ライフライン、交通機関などに障害が発生したときは、参集可能な職員が全員揃うまでの間、災害対応人員が不足することが予想される。

このため、災害対策本部の体制が確立するまでの間、参集状況や災害状況により臨機応変な班編成により対応する体制が必要となる。これを緊急初動体制と位置づけ、一時的に現有人員の総力をもって柔軟に任務に対応する体制を構築する。

緊急初動体制時の任務は、原則として、災害対策本部体制（P6～8）と同様とするが、参集した職員から災害直後の緊急業務として、優先して緊急初動体制における業務を実施し、災害対策本部体制の確立へ向けた諸活動を実施する。



2. 緊急初動体制での対応

緊急初動体制では、参集した職員から、各自の任務とは異なった災害対策本部を設置するまでの諸活動を実施する必要がある。したがって、参集した職員から次の活動要領にしたがい、災害対策本部を確立するための諸活動に着手する。

(1) 参集場所

休日など勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、参集すべき職員は全て市役所本館2階協働推進課に参集する。

(2) 指揮命令権者

緊急初動体制時の指揮命令権者は、原則、市長とするが、市長が登庁するまでの間は、参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部の統括責任を図る。なお、活動中において上席の者が参集した場合には、指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。

市役所本館2階に本部を設置できないときは、本部長は、本部の代替施設を指定し、電話、職員参集メールや建物への張り紙等により、全職員に周知する。

(3) 活動要領

職員は、参集した者から速やかに次の緊急初動活動を開始し、災害対策本部設置活動に積極的に協力する。

緊急初動活動チェックリスト
☐ テレビ、ラジオで地震情報、被害状況等の情報収集を行う。
☐ 本庁舎や各施設等の災害による被害状況の把握を行う。 ※危険箇所については立ち入り禁止の措置を行う。
☐ 電話設備の通信機能を確認し、本部に必要な回線を確保する。
☐ 職員の参集状況の把握と参集すべき職員へ動員要請を行う。
☐ 本部設置場所の使用可否を確認し、本部を設置する。 ※使用可能な場合は、本部運営に必要な机、椅子、電話、事務機器等の配置を行う。 ※使用不可の場合は、代替の本部設置場所を検討する。
☐ 電気、水道、ガス等ライフラインの機能を確認し、機能不能の場合は緊急対応を要請するとともに代替手段の確保を行う。 ※停電等により電力の供給がない場合は、発電機を利用し電力を確保する。
☐ 消防署、警察署、消防団等の関係機関との連絡調整を行う。
☐ 初動期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材等を確保、調達する。
☐ 市民やマスコミからの問い合わせ、情報提供等の対応を行う。

(4) 本部の運営

緊急初動期で、参集者が少ない場合は、各対策班に分かれることなく、主に庁舎や各施設の安全確認や災害に関する情報収集から優先して、次の活動を実施する。

なお、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となってくることから、職員の参集人数が増加し、各対策班での活動が可能となってきた時点で、災害対策本部による災害対策活動に移行する。

①本部事務局関係の業務

- ・ 災害対策本部会議の開催準備
- ・ 災害対策本部を設置した場合は各関係機関や報道機関に連絡
- ・ 参集職員の招集
- ・ 参集職員の把握及び安否確認
- ・ 災害対策組織全体の連絡体制を確保し、各部の活動状況を把握
- ・ 災害対策本部会議の開催
- ・ 避難所の開設判断及び指示
- ・ 避難勧告の判断及び指示
- ・ 必要に応じて県知事や広域協定に基づく応援要請
- ・ 必要に応じて自衛隊の派遣要請

②情報処理関係の業務

- ・ 気象等情報の収集、伝達、集約
- ・ 災害情報の収集及び関係機関への連絡
- ・ 負傷者等被害状況の集約
- ・ 被害状況等の県、消防庁への報告

③災害物資関係の業務

- ・ 電話等の通信機器の確保
- ・ 必要資機材の確保
- ・ 車両の調達、一元管理（車両・燃料の確保）
- ・ 災害対応物資等の必要数の把握
- ・ 救援物資の調達、手配

参集途上情報報告書 (勤務時間外の参集時に作成)

年 月 日 時 分

所属	(内線)		氏名	
参集ルート	(例) ○○区 → ××区 → 市役所			
参集手段	徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ 電車 ・ 自動車 ・ その他 ()			
目撃した家屋・建物の倒壊現場			有 ・ 無	
場所 (目標) :			場所 (目標) :	
場所 (目標) :			場所 (目標) :	
目撃した火災現場			有 ・ 無	
場所 (目標) :			場所 (目標) :	
場所 (目標) :			場所 (目標) :	
道路通行に障害のあった箇所			有 ・ 無	
1. 通行不可 (原因 : ☐ 道路損壊 ☐ 浸水 ☐ 家屋倒壊 ☐ 火災 ☐ その他 ())				
場所 (目標) :				
2. 交通事故	場所 (目標) :		場所 (目標) :	
3. 交通渋滞	場所 (目標) :		場所 (目標) :	
その他の被害情報				

※欄が足りない場合は複数枚に渡って記入する

参集・被災状況報告書

様式 2

報告日時	年 月 日 時 分
対策班名	対策班
報告者氏名	

1. 参集者名簿

課	人数	課	人数
課	人	課	人
課	人	課	人
課	人	課	人
課	人	課	人
		合 計	人
特記事項			

2. 施設被害

☐なし ☐あり（下欄記入）

施設名	被害状況（被害があるものにチェックする）
	ライフライン（ ☐ 電話 ☐ 電気 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ 冷暖房 ☐ ガス） 建物（ ☐ 崩壊・落階 ☐ 基礎部分の破壊 ☐ 傾き ☐ 他（ ））
	ライフライン（ ☐ 電話 ☐ 電気 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ 冷暖房 ☐ ガス） 建物（ ☐ 崩壊・落階 ☐ 基礎部分の破壊 ☐ 傾き ☐ 他（ ））
	ライフライン（ ☐ 電話 ☐ 電気 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ 冷暖房 ☐ ガス） 建物（ ☐ 崩壊・落階 ☐ 基礎部分の破壊 ☐ 傾き ☐ 他（ ））
	ライフライン（ ☐ 電話 ☐ 電気 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ 冷暖房 ☐ ガス） 建物（ ☐ 崩壊・落階 ☐ 基礎部分の破壊 ☐ 傾き ☐ 他（ ））
特記事項	

（裏面へ）

3. その他の状況

※所管内の参集途上報告書の写しを添付する

災害時の配備要員

※配備要員定数は課長・局長・館長・派遣職員を除く

班 名	部 課 名	配 備 要 員 定 数			
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
本部対策班 〔総務部〕	協働推進課	6(全員)	6(全員)	6(全員)	6(全員)
	総務課	3	6(全員)	6(全員)	6(全員)
	人事秘書課	0	0	5	7(全員)
	企画課	0	0	3	10(全員)
	財政課	0	0	3	10(全員)
	議会事務局	0	0	1	4(全員)
	監査委員事務局	0	0	1	2(全員)
	会計課	0	0	1	4(全員)
環境経済班 〔環境経済部〕	生活環境課	4	7(全員)	7(全員)	7(全員)
	税務課	0	0	3	17(全員)
	収納課	0	0	2	6(全員)
	農業振興課	4	9(全員)	9(全員)	9(全員)
	商工・企業立地課	0	0	2	5(全員)
	農業委員会事務局	0	0	1	3(全員)
都市建設班 〔都市建設部〕	建設管理課	9	14(全員)	14(全員)	14(全員)
	都市計画課	1	1	9(全員)	9(全員)
	道路建設課	1	1	9(全員)	9(全員)
	下水道課	6	11(全員)	11(全員)	11(全員)
	まちづくり推進課	0	0	5(全員)	5(全員)
保健福祉班 〔保健福祉部〕	福祉課	3	13(全員)	13(全員)	13(全員)
	市民課	0	0	3	11(全員)
	健康課	0	0	4	12(全員)
	人権・同和対策課	0	0	3	4(全員)
	介護保険課	0	11(全員)	11(全員)	11(全員)
	国保年金課	0	0	3	11(全員)
	子育て支援課	0	0	6	25(全員)
文教対策班 〔教育部〕	教務課	2	8	10	20(全員)
	生涯学習課	0	4(全員)	4(全員)	4(全員)
	人権・同和教育課	0	0	2	5(全員)
	文化財課	0	0	2	8(全員)
	スポーツ振興課	0	0	2	5(全員)
	学校給食課	0	0	5	22(全員)
	図書・文化課	0	0	4(全員)	4(全員)
総 計		39	91	170	299(全員)

(小郡市地域防災計画より抜粋)

災害対策本部の所掌事務

班	所掌事務
本部対策班	①災害対策本部の設置・廃止及び災害救助法の適用に関すること。 ②災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 ③気象情報及び被害状況の収集に関すること。 ④防災会議、上部団体及び関係機関との連絡に関すること。 ⑤各対策班及び地方本部との連絡調整に関すること。 ⑥自衛隊の派遣要請及び協力機関への応援要請に関すること。 ⑦対策本部の庶務に関すること。 ⑧義援金の受付、保管及び配分に関すること。 ⑨水防活動の総括に関すること。 ⑩災害関係文書の浄書、受理及び発送に関すること。 ⑪各対策班の応援に係る職員の動員に関すること。 ⑫災害の応急費、災害対策本部等の予算措置及び出納に関すること。 ⑬市有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。 ⑭災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。 ⑮緊急輸送車両の借りに関すること。 ⑯関係機関・団体への連絡に関すること。 ⑰各種気象情報について住民への広報に関すること。 ⑱災害状況の記録、報道機関に対する広報に関すること。 ⑲罹災諸証明に関すること。 ⑳班内連絡調整に関すること及び他の対策班の所管に属さないこと。
環境経済班	①住宅の被害調査、市税の猶予及び減免に関すること。 ②農作物、ため池、用水路、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 ③農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 ④家畜及び畜産施設等の被害調査並びに災害対策に関すること。 ⑤林業の被害調査及び災害対策に関すること。 ⑥病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 ⑦工場、事業所、商工業者の被害調査及び災害対策に関すること。 ⑧災害時における給水に関すること。 ⑨遺体の埋火葬、処理に関すること。 ⑩班内連絡調整に関すること。 ⑪その他本部長が指示すること。
都市建設班	①道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関すること。 ②河川、堤防の被害調査及び災害対策に関すること。 ③災害対策用土木機械、各種資材の調達に関すること。 ④応急仮設住宅及び市営住宅の供与並びに建設に関すること。 ⑤下水道の施設管理に関すること。 ⑥関係機関に対する水防作業の指示等に関すること。 ⑦班内連絡調整に関すること。 ⑧その他本部長が指示すること。

班	所掌事務
保健福祉班	①児童福祉施設・高齢者施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 ②負傷者の救護・応急対策に関すること。 ③救助用食糧及び物資器材の要求量調査に関すること。 ④救助用食糧及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること。 ⑤被災者に対する生活保護等の適用に関すること。 ⑥病虫害の発生予防及び防疫に関すること。 ⑦応急・救護用医療品、衛生資材及び防疫薬品等の供給に関すること。 ⑧避難行動要支援者の支援に関すること。 ⑨福祉避難所における支援に関すること。 ⑩班内連絡調整に関すること。 ⑪その他本部長が指示すること。
文教対策班	①教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ②社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ③教育関係施設及び公民館等に避難場所を開設することについての協力に関すること。 ④児童・生徒に対する被害状況の把握に関すること。 ⑤被災児童・生徒に対する授業及び保健管理に関すること。 ⑥避難所及び避難者数の把握に関すること。 ⑦災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること。 ⑧班内連絡調整に関すること。 ⑨その他本部長が指示すること。
消防団班	①消防及び水防活動に関すること。 ②被災者の避難誘導、救出救護に関すること。 ③行方不明者の捜索に関すること。 ④災害等の巡視及び警戒に関すること。
三井水道企業団	①水道等の被害調査及び災害対策に関すること。 ②災害時における水質検査に関すること。 ③災害時における給水に関すること。 ④災害時における給水装置の修理に関すること。
三井消防署	①災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。 ②被害の警戒及び防御に関すること。 ③被災者の救助、救急に関すること。 ④避難者の誘導に関すること。 ⑤その他災害対応に関すること。

(小郡市地域防災計画より抜粋)

水防対策準備室の所掌事務

資料 3

水防対策準備室	気象予報・警報等及び河川状況等に関する情報収集を行うとともに、出水あるいは水位の上昇等に応じて直ちに水防活動を開始できるよう待機し、緊急事態に備えるものとする。
---------	--

水防警戒本部の所掌事務

資料 4

警戒本部会議	警戒本部の指揮・総括に関する事 警戒本部の設置・廃止に関する事 避難所の開設に関する事
事務局	気象情報等の情報収集に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 現地活動員への水防活動の指示に関する事 車両及び水防資機材等の確保に関する事
現地活動員	災害危険箇所及び重要水防箇所の巡視、警戒活動に関する事 災害現場での水防活動に関する事 所管施設・設備の被害状況の把握及び災害対策に関する事 警戒本部への被害状況の報告に関する事 水防作業の技術指導に関する事 水防資機材等の調達に関する事 市民への広報（区長へ連絡、広報車等による広報）に関する事 避難行動要支援者の避難支援に関する事

水防本部の所掌事務

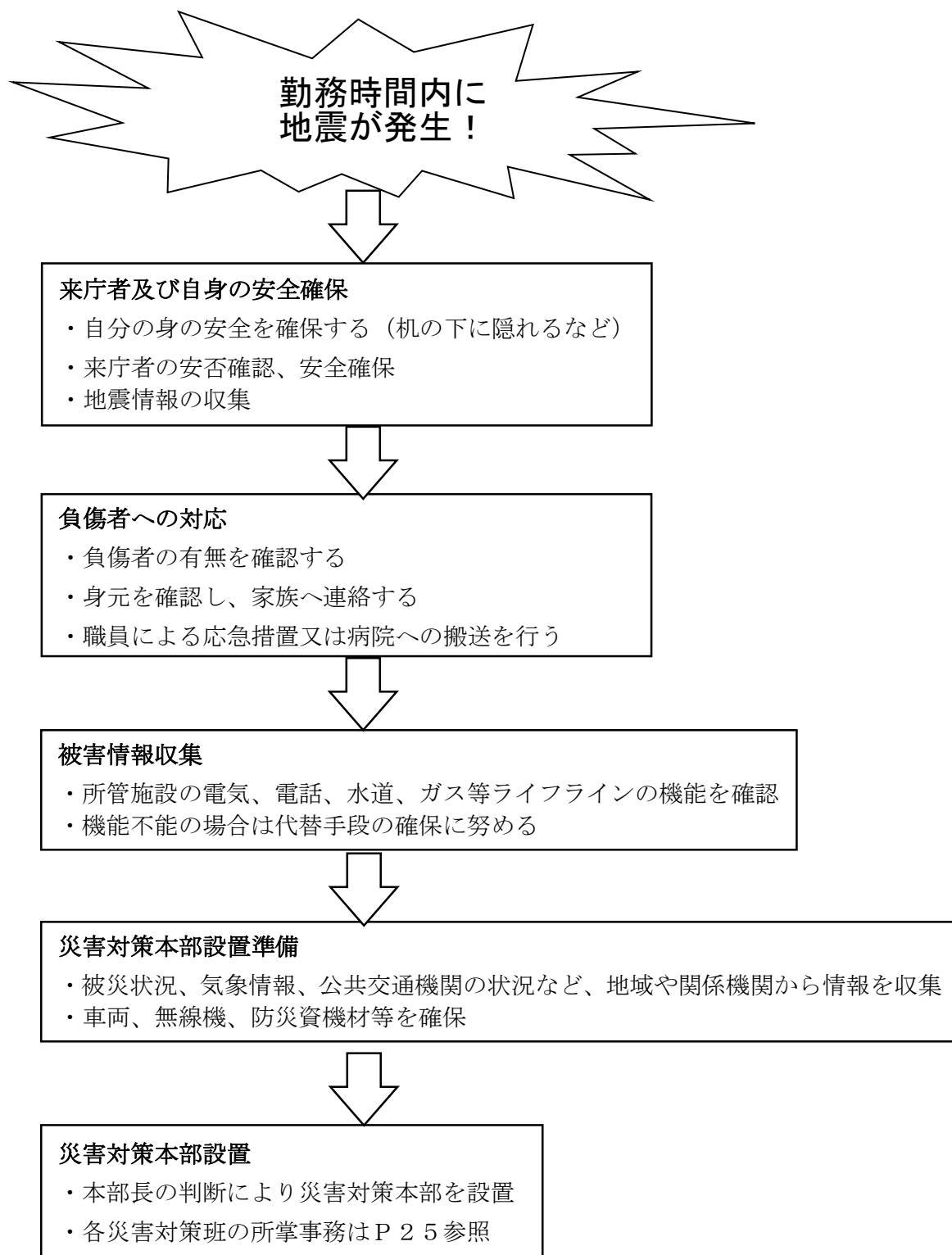
資料 5

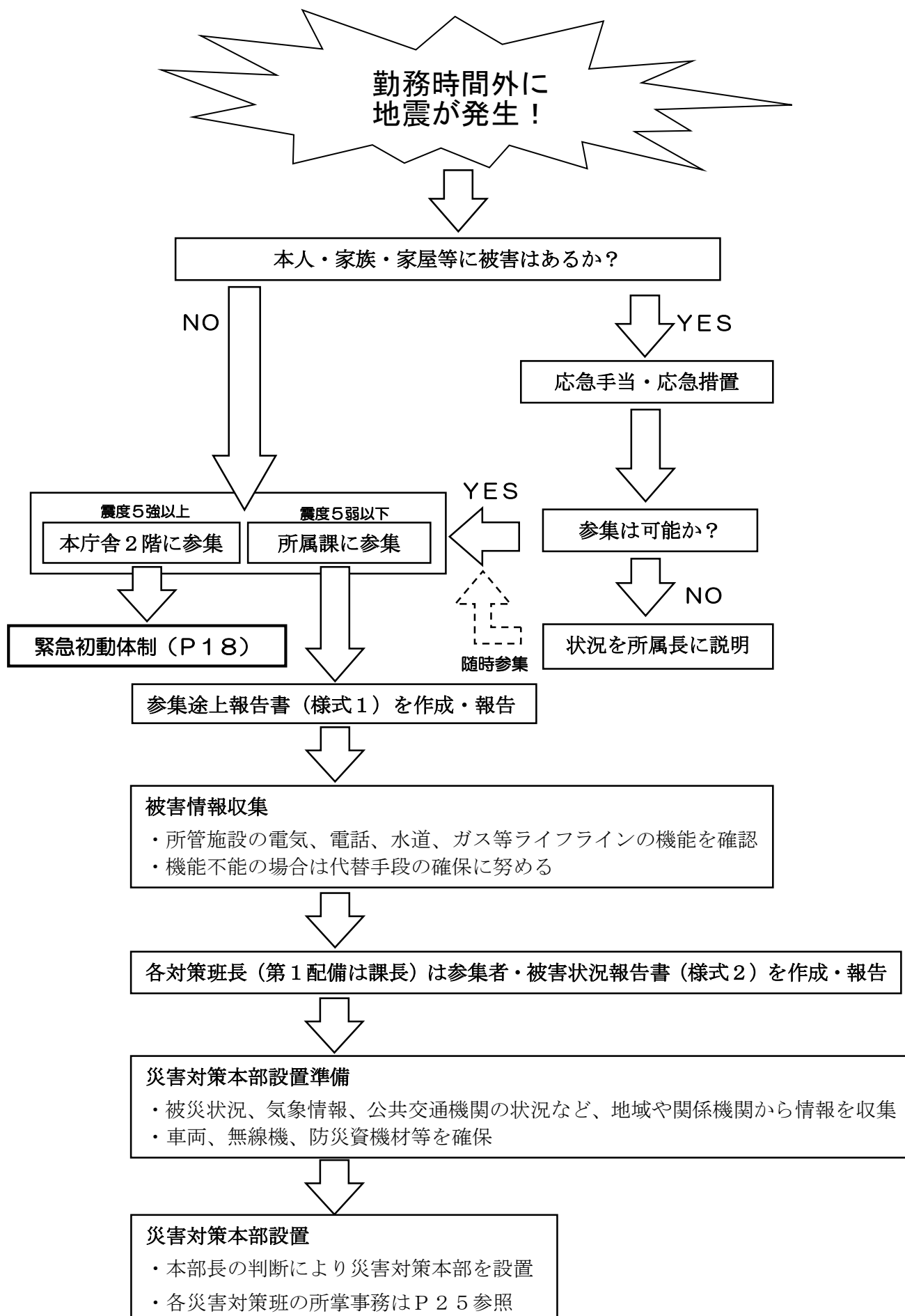
本部対策班 （総合対策）	水防本部の設置、廃止に関する事 水防本部会議の開催に関する事 災害対策の総括に関する事 各対策班の総合連絡調整に関する事 被害災害調査の総括に関する事 水防資機材、その他物資の調達に関する事 避難勧告等の発令及び伝達に関する事 避難誘導及び救出活動に関する事 水防本部の予算措置及び出納に関する事 市有財産の被害調査及び復旧対策に関する事 自衛隊、協力機関等への応援要請に関する事
本部対策班 （情報伝達）	被害状況、気象情報等の情報収集に関する事 市民への情報提供、広報に関する事 記者会見、報道機関との連絡に関する事 災害記録に関する事 車両配車の調達、手配に関する事
都市建設班	道路、橋梁の被害調査及び災害対策に関する事 河川、堤防の被害調査及び災害対策に関する事 災害対策用土木機材、各種資材の調達に関する事 応急仮設住宅及び市営住宅の供与並びに建設に関する事 下水道の施設管理に関する事 関係機関に対する水防作業の指示等に関する事

	本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
環境経済班	住宅の被害調査、市税の猶予及び減免に関すること 農作物、ため池、用水路、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに災害対策に関すること 林業の被害調査及び災害対策に関すること 病虫害の発生予防及び防疫に関すること 工場、事業所、商工業者等の被害調査及び災害対策に関すること 災害時における給水に関すること 遺体の埋火葬、処理に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
保健福祉班	児童福祉施設・高齢者福祉施設等の被害調査及び災害対策に関すること 負傷者の救護、応急対策に関すること 救助用食糧及び物資器材の要求量調査に関すること 救助用食糧及び物資器材の配分、保管並びに出納に関すること 被災者に対する生活保護等の適用に関すること 病虫害の発生予防、防疫活動に関すること 避難行動要支援者の支援に関すること 福祉避難所における支援に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
文教対策班	教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 教育関係施設及び公民館等に避難場所を開設することについての協力に関すること 児童・生徒に対する被害状況の把握に関すること 被災児童生徒に対する授業及び保健管理に関すること 避難所及び避難者数の把握に関すること 災害救助活動に応援する社会教育諸団体との連絡調整に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること
消防団班	水防作業、災害対策に関すること 救助、救出活動に関すること 避難勧告等の伝達に関すること 住民の避難誘導に関すること 管轄区域内の被害状況の把握に関すること 本部内の連絡調整に関すること その他本部長が指示すること

災害発生時の職員行動フロー

風水害の場合は、気象警報等により災害の発生が予測でき、段階的に対策を講じることが可能であるが、地震災害の場合は、突発的に発生することから緊急に対策活動を開始する必要がある。このため地震災害を前提とした行動フローとする。





災害発生時の職員初動マニュアル

平成２６年２月策定

小郡市